令和七年三月二十八日市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

秋田県教育委員会教育長

安

田

浩

幸

秋田県教育委員会規則第五号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

改正後	改正前
(経験年数を有する者の号給)	(経験年数を有する者の号給)
第十七条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者	第十七条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者 (職務の級を第
	十三条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)
のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条	のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条
第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者に	第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者に
あつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号	あつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号
給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者	給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者
の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号又は第五号に掲	の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号又は第五号に掲
げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に	げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に
決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員	決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員
の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委	の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委
員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部	員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部
内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数	内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数
を除く。)の月数にあつては十八月)で除した数に四(新たに職	を除く。)の月数にあつては十八月)で除した数に四(新たに職
員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員である	員となつた者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員である
ときは、三)を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これ	ときは、三)を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これ
を切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることが	を切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることが
できる。	できる。

一 <u>~</u> 五

略

~ 五.

略

(特定の職員についての号給)

第二十条

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。 る規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げ

一· 三 略

(給料支給の特例)

出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合第四十九条 職員が職員又はその収入によつて生計を維持する者の

(特定の職員についての号給)

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。 る規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げ

職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第

た職員 条例第六条第十一項又は任期付職員条例第九条第二) 第十三条の規定により採用さ

れ

二・三略

(給料支給の特例)

出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合第四十九条 職員が職員又はその収入によつて生計を維持する者の

第三項及び第二十八条の四第二項におって読み替えて準用する司人条の四第一項の規定に基づく週休日並びに条例第二十八条の二日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十の支給日前であつても、請求の日までの給料をその給与期間の現の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の

計算」という。)によりその際支給する。日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算(以下「日割条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同

(給料の調整額)

第五十五条 略

略

前再任用短時間勤務職員」という。) 定年条例第十三条の規定により採用された職員(以下「定年

の級に応じた別表第十の四の二に掲げる額当該職員に適用される給料表及び職

務

5·6略

(扶養親族の範囲)

いものとする。として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれな第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主

職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

八条の四の の規定に基づく週休日の日数一日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十日数から条列第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十の支給日前であつても、請求の日までの給料をその給与期間の規の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために給料の請求をした場合には給与期間中給料の費用に充てるために対している。

計算」という。)によりその際支給する。 (以下「日割を差し引いた日数を基礎とした日割による計算(以下「日割

(給料の調整額)

2 · 3 略 第五十五条

略

四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額)の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)の百分のげる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分

略

とする。

の級に応じた別表第十の四の二に掲げる額された職員をいう。) 当該職員に適用される給料表及び職務(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用二 定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例

5・6略

(扶養親族の範囲)

いものとする。として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれな第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主

一 職員の配偶者

つている者 又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎とな 又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となにある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当

略

(届出)

は、同項の規定による届出を要しない。を認定することができる場合として教育委員会が定める場合に、前項の規定にかかわらず、教育委員会等において扶養の事実等

(認定)

第五十七条の三 教育委員会等

しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定は、前条第一項に規定する届出

るときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出3 教育委員会等は、第一項の認定を行う場合において必要と認めめる様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

つている者 又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎とな 、兄弟姉妹等が受ける扶養手当

一略

(届出)

員会が定める様式の扶養親族届により行うものとする。第五十七条の二 条例第十五条第一項の規定による届出は、教育委

(認定)

第五十七条の三 の条、 しなければならない。 があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定 第六十四条の三において同じ。) の十五、 次条、 第五十八条の七、 第五十七条の十 教育委員会(その委任を受けた者を含む。 第五十八条の八、 は、前条 第五十七条の十二 第五十八条の十及び に規定する届出 第五十七条 以下こ

める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を教育委員会が定2 教育委員会 は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に

るときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出3 教育委員会 は、第一項の認定を行う場合において必要と認め

を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第五十七条の三の二 月の 届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にさ れたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が 当の支給の開始については、 育委員会が定める日) 定める場合にあつては、 (その日が月の初日であるときは その日の属する月の前月)をもつて終わる。 初日であるときは、 職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日 項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月 扶養手当の支給は 0 当該要件を欠くに至つた日以降の日で教 属する月 その日の属する月)から行うものとす 第五十七条の二第 (その日が月の初日であるとき その日の属する月) 職員が新たに条例第十 項の規定による ただし、 (教育委員会が から開始 扶養手 の翌月 兀

場合について準用する。おいるでは、その日の属する月の翌月(その日が月のたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月のとり、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月のとり、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月のります。

(事後の確認)

住居手当の支給除外職員)

第五十七条の八 条例第十五条の三第一項第一号に規定する規則で

を求めることができる。

(事後の確認)

で規定を準用する。 随時確認するものとする。この場合においては、前条第三項 備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを がの大養親族が条例第十四条第二項の扶養親族たる要件を具 第五十七条の四 教育委員会 は、現に扶養手当の支給を受けてい

(住居手当の支給除外職員)

第五十七条の八 条例第十五条の三第一項第一号に規定する規則で

定める職員は、次に掲げる職員とする。

略

住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員に教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並び、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる

(住居手当支給に係る権衡職員の範囲)

る職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員 第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定め

(新たに住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に規定する満十

定による派遣から職務に復帰した職員
規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項のにあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の

委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超えび住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事は復職)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する職員宿舎及の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰 又の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰 又

定める職員は、次に掲げる職員とする。

略

限る。 住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 に教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める 者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並び いて同じ。)、父母又は配偶者の父母で、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 が所有する住宅及び職 親族で条例第十五条第一項の規定による届出がされている者に 職員の: 扶養親族たる者 員の配偶者(婚姻の (条例第十四条第二項に規定する扶養 以下この号において同じ。 職員の扶養親族たる 届 以下この号に いないが お

(住居手当支給に係る権衡職員の範囲)

第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規 委員会と協議して定める住宅を借り受け、 び は復職)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する職員宿舎及 の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、 条第一項の規定により採用された職員又は休職条例第二条第一号 定による派遣から職務に復帰した職員 規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第二項の規 る職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員(職員の定年 にあつては当該職員となつたとき、外国派遣条例第二条第一項の た者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者 八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居 により採用された職員を除く。 住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事 十二号。 するための住宅として、 関する条例 般職の職員の給与に関する条例 以下 (昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規 般職給与条例」という。 同号に規定する異動又は公署の移転 で、 (昭和二十八年秋田県条例第 同項第三号に規定する満十 公益的法人等派遣法第十 月額 の適用職員であ 一万二千円を超え 剣で定め 採用又

る家賃を支払つているものとする。

(届出)

2

定による届出を要しない。を認定できる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規名 第一項の規定にかかわらず、教育委員会等において居住の実情

確認及び決定)

(支給の始期及び終期)

が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(教育委員会の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌第五十七条の十四 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条

る家賃を支払つているものとする。

(届出)

2 略

(確認及び決定)

様式の住居手当認定簿に記載するものとする。
又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める2 教育委員会 は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、

(支給の始期及び終期)

始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日月、その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開め三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌第五十七条の十四年居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条

る。

「おおうときは、その日の属する月)から行うものとすりの初日であるときは、その日の属する月の翌月(その日がれたときは、その届出を受理した日から十五日を経過した後にさら届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後によ当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定によ当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定によ当の表の目の属する月の高する月(その日が月の初日であると

2

(事後の確認)

するものとする。
おかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認らかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認いる職員が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備してい第五十七条の十五 教育委員会等は、現に住居手当の支給を受けて

(やむを得ない事情)

るやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 第五十八条の二 条例第十六条の二第一項 の規則で定め

一〜五略

(単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等)

る。ない事情は、第五十八条の二に規定するやむを得ない事情とす第五十八条の五 条例第十六条の二第三項の規則で定めるやむを得

一の調する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとすりの初日であるときは、その日の属する月の翌月(その日がれたときは、その届出を受理した日から十五日を経過した後にさら、
当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定によ当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定によ当の表の目の属する月(その日が月の初日であると

2 略

(事後の確認)

するものとする。

るかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認いる職員が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備してい第五十七条の十五 教育委員会 は、現に住居手当の支給を受けて

るやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 第五十八条の二 条例第十六条の二第一項及び第三項の規則で定め

一~五 略

(単身赴任手当支給に係る権衡職員の範囲等)

に掲げる者とする。 第五十八条の五 条例第十六条の二第三項の規則で定める者は、次

年秋田県条例第五十一号)の適用職員であつた者

企業職員の給与の

種類および基準を定める条例

昭

和三十

一 国又は他の地方公共団体の職員であつた者

三 教育委員会が前二号に掲げる者に準ずると認める者

る職員は、人事交流等により職員となつた者とする。 2 条例第十六条の二第三項の任用の事情等を考慮して規則で定め

2 当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとし て規則で定める職員は、 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手 次に掲げる職員とする。

3

て規則で定める職員は、

当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとし 条例第十六条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手

次に掲げる職員とする。

イ 略

口 略

する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに条例第五条第

の給料表の適用を受ける職員

に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員あるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合 八条の二」とあるのを「前項」と、 となつたこと又は事由発生に伴い」と、 「異動又は公署の移転」と 「第五 +

第五十八条の七 新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員 なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居り、配偶者等との別居の状況等を速やかに教育委員会等に届け出とを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届によ る。 たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備しているこ 配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、 同様とす

口

略

職

した日の翌日におけるものに限る。

職員の

定

年等に

関する条例第十三条の規定による採用

(退

をされたこと。

たこと。 略 公益的 法 人等派遣法第十条第 一項の規定による採用をされ

二~六

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在 する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職給与条例の適用職 引き続き職員となつたこと又は事由発生に伴い」と 員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により

あるのを「職員となつたとき又は事由発生」と読み替えた場合 「異動又は公署の移転」と

当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 略

第五十八条の七 り、配偶者等との別居の状況等を速やかに教育委員会 る。 者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、 なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、 とを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届によ たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備しているこ 新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職 に届け出 同様とす 同居

3 2

項の規定にかかわらず

教育委員会等において配偶者等と

定める場合には、同項の規定による届出を要しない。の別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が

確認及び決定)

める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定2 教育委員会等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定

(支給の始期及び終期)

第五 生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受は、第五十八条の七第一項の規定による届出がこれに係る事実の をもつて終わる。 件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日) 属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、 の日の属する月) 理した日の属する月の翌月 を欠くに至つた日 る月)から開始し、 条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の 十八条の九 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の 単身赴任手当の支給は、 から行うものとする。 ただし、 (教育委員会が定める場合にあつては) (教育委員会が定める場合にあつては、当該要職員が同条第一項又は第三項に規定する要件 (その日が月の初日であるときは、 単身赴任手当の支給の開始について 職員が新たに条例第十六 その日の属す 0) 前月) に属する そ

月

(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)

 \mathcal{O}

に属する

2 略

(事後の確認)

(確認及び決定)

定しなければならない。

に、職員から前条第一項の規定によ

める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定教育委員会は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定

2

(支給の始期及び終期)

を欠くに至つた日る月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件る月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属す条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の第五十八条の九 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六

の日の属する月)

理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、そ生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受は、第五十八条の七第一項の規定による届出がこれに係る事実のをもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始について

から行うものとする

2 略

(事後の確認)

どうかを随時確認するものとする。を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかを具備している歌員が条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件第五十八条の十一教育委員会等は、現に単身赴任手当の支給を受け

る書類の提出を求めることができる。 るときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足2 教育委員会等は、前項の確認を行う場合において、必要と認め

在宅勤務等の場所)

める場所は、次に掲げる場所とする。 第五十八条の十二 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定

職員の配偶者

又は二親等内の親族の住居

二·三略

(正規の勤務時間から除かれる時間)

める時間は、次に掲げる時間とする。第五十八条の十三条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定

勤務することを命ぜられた時間を除く。) (現立、日本年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に (大は年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に 大例」という。) 第十四条に規定する祝日法による休日等若し 大月、大田県条例第二十二号。以下「一般職給与 大月、大田県条例第二十二号。以下「一般職給与 大月、大田県条例第二十二号。以下「一般職給与 大田県条例」という。) 第八条の四第一項に 第三号。以下「勤務時間条例」という。) 第八条の四第一項に 第三号。以下「勤務時間条例」という。) 第八条の四第一項に

— 耶

第六十一条 略

3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給

どうかを随時確認するものとする。を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかを具備している職員が条例第十六条の二第一項又は第三項の職員たる要件第五十八条の十 教育委員会 は、現に単身赴任手当の支給を受け

る書類の提出を求めることができる。
るときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足教育委員会 は、前項の確認を行う場合において、必要と認め

2

(在宅勤務等の場所)

める場所は、次に掲げる場所とする。 第五十八条の十二 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定

にある者を含む。) 又は二親等内の親族の住居 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

一· 三 略

(正規の勤務時間から除かれる時間)

める時間は、次に掲げる時間とする。 第五十八条の十三 条例第十六条の三第一項の教育委員会規則で定

規定する時間外勤務代休時間又は一般職給与条例第三号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の四第一項に一職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例

勤務することを命ぜられた時間を除く。)くは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特にくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に)のできた。

一略

第六十一条 略

2 略

| 3 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給

定める職員は、次に掲げる職員とする。される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で

- こととなつたことに伴つて住居を移転したもの等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校等に勤務するけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ、へき地は定年条例第十三条の規定による採用(退職した日の翌日にお 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、又
- 一 新たにへき地等学校に該当することとなつたことに伴つて住居をされ、当該学校等に勤務することとなったことに伴って住居をされ、当該学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの

で移転したものとなるもの 一定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の 一定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の 一定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の 一定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の 一定年条例第十三条の規定による採用をされ、かつ当該採用の

| 一定年条例第十三条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第十七条の三第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該 | 「一次の項の規定による | 「一次の項の規定による | 「一次の項の規定による | 「一次の項の規定による | 「一次の項の規定による | 「一次の項の規定による | 「一次の規定による | 「一次の理を |

必要がある職員として教育委員会が認めるもの五前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員と権衡上

定める職員は、次に掲げる職員とする。される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で

公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、

こととなつたことに伴つて住居を移転したもの等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校等に勤務するへき地

与条例の適用職員であつた者又は第一項各号に掲げる者から人る職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日 (以下新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務す

遺法第十条第一項 の規定により採用事交流等により引き続き職員となり、又は 公益的法人等派

を移転したものされることとなつたことに伴つて住居される、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居

各号に定めるところによる。 の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該4 条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当

じ。)の規定により支給されることとなる期間及び額でにより採用された日にへき地等学校に異動したものとした場益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規益的法人等派遣法第十条第一項若しくは定年条例第十三条の規立に前条第一項及び第二項とに伴つて住居を移転した職員又は「一般職給与条例の適用職員であつた者その他第一項に規定す

支給されることとなる期間及び額のとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降のとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降ら定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたもい 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前か

当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額のとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定によりら定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたも五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前か

で記れ、前項第五号に規定する職員 別に教育委員会が定める期間な

各号に定めるところによる。の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該4条例第十七条の三第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当

じ。)の規定により支給されることとなる期間及び額で記載がら人事交流等により引き続き職員となつてへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項(附則第十四条の規定により読み替定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項(附則第十四条の規定により読み替定により採用された日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項(附則第十四条の規定により支給されることとなる期間及び額一、の規益的法人等派遣法第十条第一項に関連が職員となってへき地等学校の規範により表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表といる。

略

及び額 というでは、当該職員の職員となった日又は公益的法人等派遣法第一項がその日に当該学校等に異動したものとし、かつ、当該職員ので第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び第一項 の規定により採用された十条第一項 の規定により採用された が等が 当該職員の職員となつた日又は公益的法人等派遣法第三 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学

(管理職員特別勤務手当の額等)

第とする。
は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項の規則で定める勤務

一 略

とする。

第六十四条の三

額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める

二 定年前再任用短時間勤務職員

じ、それぞれ次に定める額 である管理職手当の区分に応る当該管理監督職員の占める職に係る管理職督当の区分に応 である管理監督職員 次に掲げ

イ・ロ 略

条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める

2

とする。 額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

·二 略

いて、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなの規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合にお第六十四条の四次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項

一条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条

(管理職員特別勤務手当の額等)

とする。 額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額第六十四条の二 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める

略

じ、それぞれ次に定める額である管理職手当の区分に応る当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応用短時間勤務職員」という。)である管理監督職員、次に掲げ号)第十三条の規定により採用された職員(以下「定年前再任二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一

イ・ロ 略

に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。2 条例第二十一条の二第三項第一号の規則で定める勤務は、勤務

とする。 額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額第六十四条の三 条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める

一·二 略

による管理職員特別勤務手当を支給しない。 | 二項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定2 | 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第

第二項の勤務をした場合

第一項の勤務をした場合 ニー 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同

条

(管理職員特別勤務実績簿等)

管するものとする。 勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保第六十四条の五 教育委員会等は、別に定める様式の管理職員特別

(勤勉手当に係る勤務期間)

一~八 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。第六十八条の五 略

人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法益的法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の特定法 間外勤務代休時間を指定された日及び休日等(次号においてにより割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時 く。)により勤務しなかつた期間から条例第二十八条の二第一 第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除 の例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定 を割り振らない日、条例第二十八条の六第一項の規定によりそ おいて読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間 項に規定する週休日、 同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公 員災害補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地 その勤務しなかつた全期間。 休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合に (外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は 同条第三項及び第二十八条の四第二項に ただし、 教育委員会の定める 方公

(管理職員特別勤務実績簿等)

管するものとする。

勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保第六十四条の四 教育委員会 は、別に定める様式の管理職員特別

(勤勉手当に係る勤務期間)

第六十八条の五 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一~八略

項に規定する週休日 (現定する週休日 (現定する週休日 (現定する週休日 (現定する週休日 (現定する週休日 (現に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病又は (大の業務上の負傷若しくは疾病又は (大の業務上の負傷若しくは疾病を含む。) (大の業務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務 (大の業務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務

期間を除く。 期間を除く。 東京では、その動務しなかつた全期間。ただし、教育委員会の定める 「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合に 間外勤務代休時間を指定された日及び休日等(次号において 間外勤務氏体時間を指定された日及び休日等(次号において により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時 の例によることとされる勤務時間条例第八条の四第一項の規定 、条例第二十八条の六第一項の規定によりそ

十~十五 略

第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員 を 第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員 を

号給(その者が定年前再任用短時間勤務職員用を受ける職員をの者の属する職務の級及びその者の受ける一条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表員の適

略

あるときは、

その者の属する職務の級とする。

次号及び

別

表第

で

)に対応する同表イの表に掲げる額

五において同じ。

基準等) (条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振り等

 \mathcal{O}

第七十四条の二 例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間を割り振らない 合するように行わなければならない 、同項の規定による勤務時間を割り振らな 務時間の申告 十第一 合に 以下この条から第七十四 一項を除 は、 条例第 市町村の教育委員会は き という。 以下同じ。 条の を考慮し 「条の七までにおい 第 の設定又は勤務時間の 一項に規 勤務時 この場合において い日をいう。 定する申告 間 次に掲げる基準に の割振り て同じ 第七十四 り割振り 等 以下 当該 を 日

-~十五 略

第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を同条第一であつてはその額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があた数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があた数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があた数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に条例第二十一条例第二十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員

において同じ。)に対応する同表イの表に掲げる額 男給(その者が定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定関する業別(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定関する戦務の級及びその者の受ける

二略

等を行うことができるものとする。るところにより、当該勤務時間の申告と異なる勤務時間の割振り務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に教育委員会の定め勤務時間の申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公

位期間。 度として 区分した各期間 において 第七十四条の六に規定する単位期間 次号において 「単位期間」 勤務時間を割り振らない日を設けることができるこ (単位期間 という。 「区分期間」 が 週 間 をその初日から という。 である場合にあつて (以下この号及び に つき 週間ごとに 第三号 日を限 は 単

項の規定による週休日(同項に規定する週休日をいう。 における勤務時間を当該期間における条例第二十八条の二第一 占める職員 定する祝日法による休日又は年末年始の 前二号の規定にかかわらず、 (地公法第二十二条の四第 以外の日の日数で除して得た時間) その他教育委員会が定める日に にあつては、 (以下この章において 当該短時間勤務職員の単位期間ごとの期間 休日 項に規定する短時間勤務の職を 「短時間 (勤務時間条例第九条に規 ついては、 休日をいう。 の勤務時間を割り 勤 務職員」とい 七時間四十五 以下同 以下同

学校等の職員の休憩時間等を考慮して、 '刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。 月曜 標準休憩時間 日から金曜日までの午前九時 市 町 村の 教育委員会が、 から午後四 その 時間並びに始まる 職員が勤 時 までの 一務する 間に を除 お

ができること。
対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないこと対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振ること。ただし、特例り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例中で市町村の教育委員会が学校等ごとにあらかじめ定める時間内で市町村の教育委員会が学校等ごとにあらかじめ定める時間内で連続するように、一日につき二時間以上四時間以下の範囲

設定すること。
五 始業の時刻を午前七時以後に、終業の時刻を午後十時以前に

2 短時間勤務職員に七時間四十五分に満たないことができるものと可第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものと項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものと可能の割振りについては、教育委員会の定めるところにより、前時間の割振りについては、教育委員会の定めるところにより、前時間の割振りにある。

第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。 の割振りについては、教育委員会の定めるところにより、第一項める場合に係る条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として教育委員会の定

別段の定めをすることができる。この場合において、 該教育委員会との協議を要しないものとする。 定めが教育委員会が定める基準に適合するものであるときは、 と認める場合には、 市 町 か つ、 に掲げる基準によらないことが 村の教育委員会は、 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがな 教育委員会と協議して、 第 項各号 (第 公務の能率の向上に資 一号及び第三号を除 当該基準について 当該別段の 当

変更)(条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振り等の

一 勤務時間の申告及び条例第二十八条の五第二項第三号に規定当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。第七十四条の三 市町村の教育委員会は、次の各号のいずれかに該

おいて、これらの申告どおりに変更するとき する申告 (以 下 「休憩時間の申告」という。)があ つた場合に

務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生勤務時間の割振り等を行つた後に生じた事由により、当該勤 より変更するとき ずると認める場合において、 勤務時間の割振り等を行つた後に生じた事由により、 別に教育委員会の定めるところに

申告) (条例第二十八条の二第三項の規定による勤務時間の割振り等の

第七十四条の四 業及び終業の時刻並びに第七十四条の六第一項各号のいずれに該に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始 当する職員として勤務時間の申告をするかを明らかにしてしなけ ればならない。 勤務時間の申告は、第七十四条の二に定める基準

伸告・ 割振り簿)

第七十四条の五 事項は、 告・割振り簿により行うものとし 教育委員会が定める。 勤務時間の申告及び勤務時間の割振り等は、 申告・ 割振り簿に関し必要な 申

(単位期間等)

第七十四条の六 条例第二十八条の二第三項の教育委員会が人事委 る期間とする。 員会と協議して定める期間(第三項において「単位期間」とい)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定め

務時間の割振り等を行うことができない場合として教育委員会 定める場合にあつては、 次号に掲げる職員以外の職員 教育委員会の定めるところにより、 四週間 (四週間では適正に勤

週間 次のいずれかに該当する職員 二週間又は三週間) (以下この条において「育児介

- 19 -

が選択する期間告をしたもの「一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員、1999年の「一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員である。)であつて、当該職員として勤務時間の申

の他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するた 第六条の四 律第百六十四号) 判事件が裁判所に係属している場合に限る。 立について家庭裁判所に請求した者 法律第八十九号) しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職 することができない 六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親そ が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成 いて「養子縁組里親」という。)である職員若しくは同法第 職員が現に監護するもの又は児童福祉法 小学校就学の始期に達するまでの子 同項の規定により、 以下同じ。 第二号に規定する養子縁組里親 第二十七条第 第八百十七条の二第 又は小学校、 職員に限る。 養子縁組里親として当該児童を委託 義務教育学校の前期課程若 項第三号の規定により同法 に委託されている児童を (当該請求に係る家事審 民 項の規定により職員 法 (以下この号にお 昭 (明治二十九 和二十二年法 であつて、 当

□又は□に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類

2

場合には、遅滞なく、その旨を市町村の教育委員会に報告しなけ等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなった3 育児介護等職員として勤務時間の申告をして勤務時間の割振り

ができるものとする。
なった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によること
係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないことと
ればならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に

速やかにその内容を通知するものとする。
つた場合には、教育委員会の定めるところにより、職員に対して第七十四条の七 市町村の教育委員会は、勤務時間の割振り等を行

時間の割振りの基準)(特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日及び勤務

定に基づき週休日 第七十四条の八 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の三の規

ればならない。

勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなけ下同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の下同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務日(条例第二十八条の四第一項に規定する勤務日をいう。以勤務日(条例第二十八条の四第一項に規定する勤務日をには、

育児短時間勤務職員についての適用除外)

は適用しない。

(週休日の振替等)

読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第三号にお第七十四条の十 条例第二十八条の四第一項(同条第二項において

週休日及び勤務

時間の割振りの基準)

おおきのこ。
 お引き続き十二日を超えないようにしなけずりではいいででである。
 が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の下同じ。)が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、本に基づき週休日(条例第二十八条の二の規算七十四条の二、市町村の教育委員会は、条例第二十八条の三の規第七十四条の二、市町村の教育委員会は、条例第二十八条の三の規算

(週休日の振替等)

第七十四条の三条例第二十八条の四

られた勧务寺間を司頂の勧务することを命ずる公要がある日こ日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振	する同条第一	勤務時間を割り振らない日の振替(条例第二十八条の四第二	同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをい	務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を	週休日の振替(条例第二十八条の四第一項の規定に基づき勤	四日を超えないようにしなければならない。	八条の四の規定により勤務時間が割り振られた日が引き続き二十 八条の四の規定によ	の二第二項若しくは第三項、第二十八条の三又は第二十 二十八条の二第二項	が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、条例第 ―――が毎四週間に	する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日とい	条の二第三項及び条例第二十八条の四第二項において読み替えて	いて、週休日又は勤務時間を割り振らない日(条例第二十八 において、週休日	を行つた後間の割振り変更(を行う場合には、週休日の振替等を行う場合には、週休日の振替等を行う場合には、週休日の振替等を行う場合には、週休日の振替等を行う場合にある。	をいう。以下同じ。	十八条の四の勤務す	勤務日に割り振るこ	れている日を除く	(同条の規定に基づ	ることをいう。以	た勤務時間を同条の	^るものという。以下同じ。) 規定に基づき勤務日	の教育委員会は、週休日の振替等(次の各号のいずれか 2 市町村の教育委員	る日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。	算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要があ 算日とする四週間前	問は、同条第一項の勤務することを命ずる必要がある日を起 る期間は、同条
						うにしなければならない。	.より勤務時間が割り振られた日が引き続き二十	項、第二十八条の三 又は第二十	だっき四日以上となるようにし、かつ、				(以下「週休日の振替等」という。) を行つた後	う場合には、週休日の振替又は四時間	0)	することを命ずる必要がある日に割り	ことをやめて当該四時間の勤務時間を条例第二	。以下同じ。)の勤務時間のうち四時間を当該	づき勤務日(四時間の勤務時間のみが割	以下同じ。)又は四時間の勤務時間の割	の勤務することを命ずる必要がある日に割	沿日を週休日に変更して当該勤務日に割り	員会は、週休日の振替(条例第二十八条	る八週間後の日までの期間とする。	!前の日から当該勤務することを命ずる必要があ	の勤務することを命ずる必要がある日を起

3 3 第七十四条の十 憩時間の基準について別段の定めをする場合には、当該別段の定第二項の規定に基づき休憩時間を一斉に与えないことその他の休光十四条の十一 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の五 が生ずると認めるときは、 慮して休憩時間を置くものとする。 の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければならな 五及び第七十四条の二に定める基準に適合するように、 十四条の五に規定する申告・割振り簿により、 のとする。 ならない。 該職員に対する休憩の与え方について、 めを適用する 間の申告どおりに休憩時間を置くことにより公務の運営に支障 勤務時間を割り振る場合には、 休憩時間 4 とをいう。 市町村の教育委員会は、 時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振るこ 割り振ることをいう。 休憩時間の申告は いる日を除く。 当該休憩時間の申告と異なる休憩時間を置くことができるも 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務 規定に基づき勤務日(四時間の勤務時間のみが割り振られて 四時間の勤務時間の割振り変更 次項において同じ。) 以下この条において同じ。 勤務時間の申告をする際に、 条例第二十八条の二第三項の規定によ 別に教育委員会の定めるところによ 職員からの休憩時間の申告を考 この場合において、 (条例第二十八条の あらかじめ定めなければ 条例第二十八条の の勤務時間のうち 職員の範囲及び当 併 だせて、 匹 休憩時間 当該休憩 第一 第七 項 3 第七十四条の三の二 該職員に対する休憩の与え方について、あらかじめ定めなけれ び福祉を害しないよう、 第二項の規定に基づき休憩時間を一斉に与えないこととする (休憩時間の一斉付与の例外) 4 略

(週休日等についての別段の定め)

市町村の教育委員会は、条例第二十八条の五

斉に休憩を与えない職員の範囲及び当

場合には、職員の健康及

第七十四条の十二 を及ぼすと認めるときは、 教育委員会の承認を得て、週休率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、職員の勤務能を行う場合において、当該週休日の定め等が業務若しくは勤務条 替等について別段の定めをすることができる。 七十四条の十第一項から第三項までの規定により週休日の定め等 勤務時間を割り振らない日、 市町村の教育委員会は、 勤務時間の割振り、 第七十四条の八及び第 週休日の振

める時間等) (育児短時間勤務に係る育児休業条例第十二条第一号の規則で定

第七十四条の十三 二時間とする。 育児休業条例第十二条第一号の規則で定める時

2 育児休業条例第十二条第二号の規則で定める日数は十二日 同号の規則で定める時間は十六時間とする。

第七十四条の十四 町村の教育委員会に対し、 随時報告を求めることができる。 「に対し、勤務時間の割振り」の状況等について教育委員会は、必要があると認めるときは、市

第七十四条の十五~第七十四条の十九 略

読替え)

第七十四条の二十 採用された職員については、 して、これらの規定を適用する。 第一項第二号中「第十八条」とあるのは 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により 第十二条第一号及び第二十六条の二 「第七十四条の十九」と

第七十四条の二十 略

> 七十四条の四 日 を及ぼすと認めるときは、 率を甚だしく阻害し、 件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、職員の勤務能 を行う場合において、当該週休日の定め等が業務若しくは勤務条 七十四条の三第一項から第三項までの規定により週休日の定め等 市町村の教育委員会は、第七十四条の二及び第 又は職員の健康若しくは安全に有害な影響 県の教育委員会の承認を得て、 勤務時間の割振り、

替等について別段の定めをすることができる。

週休日の

週休

第七十四条の五 町村の教育委員会に対し、 随時報告を求めることができる。 教育委員会は、必要があると認めるときは、 勤務時間の割り振りの状況等について 市

第七十四条の六~第七十四条の十 略

(読替え)

第七十四条の十一 第一項第二号中「第十八条」とあるのは 採用された職員については、 て、これらの規定を適用する。 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により 第十二条第一号及び第二十六条の二 「第七十四条の十 _ と

第七十四条の十二 略

(1分字)

義は、当該各号に定めるところによる。 第七十四条の二十二 この章において、次の各号に掲げる用語の意

管理監督職 定年条例

第四条第一項に規定する管理監督職をいう。

。)をいう。 る異動期間(同条例第九条の規定により延長された期間を含む二 異動期間 定年条例 第四条第一項に規定す

四~五 略

職務への異動をいう。表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する港」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する準表(第七十四条の二十六第一項第一号において「初任給基準表」という。)の適用を異にしない別表第八に定める初任給基表」という。)の適用を異にしない別表第八に定める初任給基本、

七~九 略

委員会と協議して定める職員は、次に掲げる職員とする。 火七十四条の二十三 条例附則第四項の 教育委員会が 人事

略

(定義

義は、当該各号に定めるところによる。 第七十四条の十三 この章において、次の各号に掲げる用語の意

- 県条例第一号) 第四条第一項に規定する管理監督職をいう。 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田
- 。)をいう。 る異動期間(同条例第九条の規定により延長された期間を含む一 異動期間 職員の定年等に関する条例第四条第一項に規定す
- いう。 特例任用後降任等職員 地公法第二十八条の二第四項に規定 特例任用後降任等職員 地公法第二十八条の二第四項に規定する異動目(以下「異動日」という。)の前日において は の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第四項 する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第四項 する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第四項 する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第四項 する他の職への降任等職員 地公法第二十八条の二第四項に規定 おり

四~五略

職務への異動をいう。表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する準表(第七十四条の十七第一項第一号。において「初任給基準表」という。)の適用を異にしない別表第八に定める初任給基準表」という。)の適用を異にしない別表第八に定める初任給基本表」という。)の適用を異にしない別表第八に定める初任給基準表別。条例第五条第一項の給料表(以下「給料

七~九 略

員会と協議して定める職員は、次に掲げる職員とする。第七十四条の十四 条例附則第四項の県の教育委員会が県の人事委

による給料の支給)(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第六項の規定

に切り上げた額。以下この条において「第七十四条の二十四基礎に切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円のり捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれをにあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれをにあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれをにあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれをにあつては、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれをいり捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一切り捨て、五十四条の二十四基礎にあっては、当該額を生じたという。)が当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規 第七十四条の二十四 号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当 規定により当該職員が受ける給料月額 定による給料として支給する。 と特定日給料月額との差額に相当する額を、 に掲げる職員となつた日以後、 を受ける職員を除く。)を除く。 ち二以上の号に掲げる職員に該当する職員 給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のう への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。 次の各号に掲げる職員となり、 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 地公法第二十八条の二第四 第七十)には、 特定日に条例附則第二項 四条の二十四基礎給料月額 (特定日後に第一号、 特定日以後の当該各号 (第三項の規定の適用 条例附 項に規定する 則第六項 の規 他 で 0

~ 五 略

- ける給料月額との差額」とする。特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受物適用については、同項中「第七十四条の二十四基礎給料月額とる給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け
- の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつ

による給料の支給)(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第六項の規

定

うち、 七十四条の十五 定による給料として支給する。 と特定日給料月額との差額に相当する額を、 に掲げる職員となつた日以後、 を受ける職員を除く。)を除く。)には、 ち二以上の号に掲げる職員に該当する職員 給料月額」という。)に達しないこととなる職員 に切り上げた額。 切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一 にあつては、当該額に、 該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の 号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、 規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第 あ 分に応じ当該各号に定める額(第三号口に掲げる職員以外の職員 下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の 定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額 つて、 への降任等をされた職員 次の各号に掲げる職員となり、 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 以下この条において「第七十四条の十五 地公法第二十 五十銭未満の端数を生じたときはこれを (特例任用後降任等職員を除く。 第七十四条の 八条 特定日に条例附則第一 の二第四 特定日以後の当該各 (第三項の規定の適 十五 条例 項に規定する 附 (次の各号のう 則第六項 基礎給料月 特定日に当 第三 し で 基 \mathcal{O} 項 円 以

一~五略

- ける給料月額との差額」とする。 特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受物適用については、同項中「第七十四条の十五 基礎給料月額との給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け
- \mathcal{O} 7 第一 適用 同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前 たつい 項第一号から第三号までのいずれかに該当する職 ては、 当該職員は第 一項 第 一号から第三号までの 二項 蒷 の規定 へであ

3

掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄にれる第七十四条の二十四基礎給料月額は、同項第一号から第三号ずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用さ

4

料の支給) (特例任用後降任等職員に対する条例附則第六項の規定による給

のうち、 及び第四項に該当する職員を除く。)には、 という。)に達しないこととなる職員 応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、 間 異 給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が Ŧī. うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た 下 \mathcal{O} 末日 十四四 十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げ .|末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対 動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額 延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。 同じ。)の前日から引き続き同 (当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 以下この項において「第七十四条の二十五基礎給料月額 条の二十五 (定年条例 異動日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける 特例 任用後降任等職員であつて、 一の給料表の適用を受ける職員 第 九条の規定による異 (次条第一項各号、 異動日以後、 (仮定異動期 仮定 第七十 動 異 、その 期 動 以間 期

四条の二十五基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相

当

「 する

条例附則第六項の規定による給料として支給する。

掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄にれる第七十四条の十五 基礎給料月額は、同項第一号から第三号ずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用さ

4略

料の支給) (特例任用後降任等職員に対する条例附則第六項の規定による:

額 四条の十六 及び第四項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、 という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、 た額。以下この項において「第七十四条の十六基礎給料月額 五額 うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た 応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、 間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額 給料月額 のうち、異動日に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける 下 \mathcal{O} 間 末日 を、条例附則第六項の規定による給料として支給する。 十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に 同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職 延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。 十四条の (当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 職 (以下この項において「異動日給料月額」という。 十六 員 基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相 (の定. 年等に関する条例第九条の規定による異 特例 任用後降任等職員であ つて、 (仮定異動 仮 定異 切り上げ 第七 第三項 (動期間 当 その Tする 動 が 期 以

第七 掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により る給料として支給する。 日給料月額との差額に相当する額を、 る職員となつた日以後、 る職員を除く。)を除く。 上の号に掲げる職員に該当する職員 額」という。)に達しないこととなる職員 当該各号に定める額(第三号◯に掲げる職員以外の職員にあつて 上げた額。 おいて「異動日給料月額」という。 該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。 号に掲げる職員となつたものにあつては、 当該職員が受ける給料月額 各号に掲げる職員となり、 末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、 五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切 当該額に、 兀 条 **り。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以以下この条において「第七十四条の二十六基礎給料月** 五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨 特例任用 第七十四条の二十六基礎給料月額と異動)には、異動日以後の当該各号に掲げ 異動日に条例附則第二項の規定によ
料表の適用を受ける職員のうち、次
飛後降任等職員であつて、仮定異動期 (異動日後に第一 (第三項の規定の適用を受け)が当該各号の区分に応じ 条例附則第六項の規定によ 異動日に当該各号 号、 第三号又は 以下この項 ŋ に 第 第

一~五略

- ける給料月額との差額」とする。 異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受の適用については、同項中「第七十四条の二十六基礎給料月額との給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定と 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け
- 3 適用については、 かに該当する職員であるものとし、 第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定 項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であ 十四四 |条の 一十六基礎給料月額は、 当該職員は第 項第一号から第三号までの 当該職員について適用されポー号から第三号までのいず 同 項 第 号から第三号ま 0 0

3

は、 る給料として支給する。 日給料月額との差額に相当する額を、 る職員となつた日以後、 る職員を除く。)を除く。)には、 額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以 上げた額。以下この条において「第七十四条の十七 当該各号に定める額 において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ 当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。 掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により 兀 り当該職員が受ける給料月額 0) 間 七 上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受け て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り 号に掲げる職員となつたものにあつては、 各号に掲げる職員となり、 +末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、 当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨 四 条の +t 特例任 (第三号)に掲げる職員以外の職員にあつて 第七十四条の十七 用後降任等職 異動日に条例附則第二項の規定によ (異動日後に第一号、 異動日以後の当該各号に掲げ 条例附則 員であ 異動日に当該各号に 基礎給料月額と異動 つつて、 第六項の規定によ 第三号又は 基礎給料月 以下この項 仮 定異 動 第 次

一〜五略

- ける給料月額との差額」とする。 異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受の適用については、同項中「第七十四条の十七 基礎給料月額との給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け
- る第七・ れかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用され 第一 用については、 第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前 十四四 項第一号から第三号までのいずれ 条の +当該職員は第一項第一号から第三号までのいず 七 基礎給料月額は、 同 かに該当する職 項第 一号から第三号ま 一項の規定 蒷 つであ

げる給料月額を用いて、 でに規定する給料月額について異動日 算出するものとする。 の給料表の 給 料月 額 欄 に

4

定による給料の支給) 任等相当 表異 動 をし)た職[員に 対 する条例 附 則第七 項 0) 規

第七 うち、 いて同じ。)をした職員位の職務の級となる場合。 用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。 0 る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項 第七十四条の二十七基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相 り上げた額。 て得た額(当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り 員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じ 額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日に 当該職員が受ける給料月額 る職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第二項の規定により 前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げ 表異動をした日をいう。 いて同じ。)であつて、降任等相当転任日 日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下 .て同じ。) をした職員(第一項特例任用職員又は第三項特例任日職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条にお いて適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職 -四条の二十七 頭の規定による給料の額と当該給料を支給される職員 五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切 当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異 項ただし書に規定する他 いう。 を、 ついては、 以下この条において「第七十四条の二十七基礎給料 条例附則第七項の規定による給料として支給する。)に達しないこととなる職員には、 同 降任等相当給料 項中 以下この条及び次条において同じ。)の (以下この項において「特定日給料月 「第七 1の職 一 表異 应 への転任に伴う給料表異 条の二十 動 (当該降任等相当給料 (地 -七基礎給料 公法 第二十 特定日以 第四 気の規定 月額と 1項にお 凣 後、 0 動 条 前 0 2

2

げる給料月額を用い でに規定する給料月額に て、 算出するものとする。 0 いて異 動 日 の給料表 0 給料月 額 欄 に掲

略

掲

定による給料の支給 、降任等相当給料表異 動 をした 職 対する条例 附則第七 項 0 規

うち、 Ë \mathcal{O} る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同 当する額を、 第七十四条の 月 り上げた額。 捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切 員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じ おいて適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職 額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転 当該職員が受ける給料月額 る職員を除く。)のうち、 前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 表異動をした日をいう。 いて同じ。)であつて、 用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四 いて同じ。)をした職員(第一項特例任用職員又は第三項特例 位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条に 日 て得た額(当該額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り 額」という。)に達しないこととなる職員には、 に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級 十四条の十八 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員 だつい 当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異 項ただし書に規定する他の 以下この条において「第七十四条の十八 ては、 条例附則第七項の規定による給料として支給する。 同 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相 項中 任等相当給 降任等相当転任日 以下この条及び次条において同じ。 特定日に条例附則第二項の規定により (以下この項において「特定日給料月 十四四 職への転任に伴う給料表異 料 表異 条の 動 (当該降任等相当給 地地 (第四項各号に掲げ 公法 基礎給料 特定日以後、 第二十 基礎給料 項の規定 月額と いの受け 任日に |項に より 動 八 _ の 動 0 条 お 下 お 任

ける給料月額との差額」とする。特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受

までである。 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額。 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月

4 略

用を受け、 掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例附則第二 うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た 応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、その 日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対 き続き適用されているものとした場合に、 料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料 た場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給 日 相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとし の規定により当該職員が受ける給料月額 の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 ら降任等相当給料表異動をした職員であつて、 転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任 五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上 (当該額に、 匹 当する額を、 条の二 以下この条において だされているものとした場合に、仮定異動期間末日の前同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引)に達しないこととなる職員には、 应 五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨 条の二十八基礎給料月額と転任日給料月額との 条例附 項 則 特例任用 第七項の規定による給料とし 「第七十四条の一 職員又は第三項特例 (以下この項において 一十八基礎給料月 降任等相当転 降任等相当転任二項特例任用職員 貝 (第四項各号に 降任等相当転任 二項特例任用職員 て支給 表の適 任 7

ける給料月額との差額」とする。特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の

受

3

する。 給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、 適用については、 額 基礎給料月額は、 が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の 降任等相当転任日の前日から特定日 当該職員について適用される第七十四条の十 第一項に規定する給料月額について特定日 にまでの 間 \mathcal{O} 算出するものと 表 0 規定 給 料月 八 0 \mathcal{O}

4 略

以後、第七 額 げた額。以下この条において 額 うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た 応する給料月額に、 日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に き続き適用されているものとした場合に、 用を受け、 料月額に相当する額 た場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給 等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとし 項の規定により当該職員が受ける給料月額 掲げる職員を除く。)のうち、 日 から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転 「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降 の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 + 五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上 (当該額に、 -四条の 相当する)に達しないこととなる職員には、 +同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が + 額 四条の十九 九 五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨 を、 これよりも多い給料月額があるときは、 条例 (仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適 附 項特例任用 則第七項の規定による給料として支給 基礎給料月額と転任日給料月 「第七十四条の十九 降任等相当転任日に条例附則第 職員又は第三項特例 仮定異動期間末日の (以下この項におい 降任等相当 (第四項各号に 基礎給料月 ガ額との 任 転 用 そ 任 職 \mathcal{O} 対 前 引 7 て 任

する

はる給料月額との差額」とする。 転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受動用については、同項中「第七十四条の二十八基礎給料月額との適用については、同項中「第七十四条の二十八基礎給料月額と 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料る 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額につい四条の二十八基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額については、当該職員について適用される第七十一次の規定の適用については、当該職員について適用される第七十一次の規定の適用に対しては、当該職員に対する前二人の定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料

4

R料の支給) (特例任用期間降格等職員に対する条例附則第七項の規定による

間において、 場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。 務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職 規定する他の職への昇任、 員を除く。)のうち、 から引き続き給料表の適用を受ける職員 料月額 へのうち、 いて同じ。 が二以上あるときは、 「下この条において同じ。)であつて、 十四条の二 が、 仮定異動期間末日から地公法第二十八条の二第 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額)に条例附則第二項の規定により当該職員が受ける 降格(第二十五条第二項に該当するものに限る。) 下この項において「降格等相当日給料月額」とい 九 特例任用 特例任用期間降格等職員となつた日 当該日のうち最も遅い日。 降任又は転任をされる日の前日までの 期間降格等職員 取も遅い日。以下この条に俗等職員となつた日 (当該員 (第四項各号に掲げる職員 仮定異動期間末日の前日 (第三項特例 二項に 任用 (当 職

する

2

ける給料月額との差額」とする。 転任日給料月額との差額」とあるのは、 \mathcal{O} る給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規 前 適用については、 項の 規定による給料の額と当 同項中「第七十四条の十九 該給料を支給される職 「上限額と当該職員 基礎給料月額と 員 0 の受 受け 定

いて、算出するものとする。

「体任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用四条の十九」基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額につい項の規定の適用については、当該職員について適用される第七十表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二

3

4 略

給料の支給)(特例任用期間降格等職員に対する条例附則第七項の規定による

第七十四条の二 給料月額 おいて同じ。)に条例附則第二項 日が二以上あるときは、 員を除く。)のうち、 から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職 以下この条において同じ。)であつて、 場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。 務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職 間において、降格 規定する他の職への昇任、 、のうち、 が、 (以下この項において 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額 仮定異動期間末日から地公法第二十八条の二第 + (第二十五条第二項に該当するものに 特例任用期間降格等職員 特例任用期間降格等職員となつた日 当該日のうち最も遅い日。以下この条に 降任又は転任をされる日の前日までの 「降格等相当日給料月額 の規定により当該職員が受ける 仮定異動期間末日の前 (第三項 特例 限る。 任用 とい 一項に (当該 (当 日

額を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。
二十九基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する
う。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員
となつた日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職へとなつた日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職へ以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。
談額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭

4

『)(人事交流等職員に対する条例附則第七項の規定による給料の支

日。以下この条において同じ。)前に職員であつたものとした場なつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅いにおいて「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員とり引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条第七十四条の三十 第十八条各号に掲げる者から人事交流等によ

<u>二</u> 額 の昇任、 となつた日から地公法第二十八条の二第一項に規定する他の職へ う。) に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員 以下この条において「第七十四条の二十 以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額 を、 額に五十 条例附則第七項の規定による給料として支給する。 基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する 降任又は転任をされる日の前日までの間 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨 基礎給料月額」と 第七十四条 て、 五. +

一·二 略

3 料表の給料月 適 日 定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給 までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた 用される第七十四条の二十 員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた が額欄に 掲げる給料月 基礎給料月額は、 額を用いて、 算出するものとす 第一 項各号に規

4 略

fi、 (人事交流等職員に対する条例附則第七項の規定による給料のす

日。以下この条において同じ。)前に職員であつたものとした場なつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅いにおいて「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員とり引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条第七十四条の二十一 第十八条各号に掲げる者から人事交流等によ

未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十銭員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月 いこととなる職員には、人事交流等職員となつた日(特定日前 おいて「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職 として条例附則第二項の規定が適用された場合に仮定特定日に当 日」という。)後であるときは、 た日後における最初の四月一日 員が受ける給料月額(人事交流等職員となつた日が六十歳に達 ら引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職 日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となつた日 合に異動日とみなされる日(以下この条において「み 、事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後、 いて「第七十四条の三十 端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。 職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項に 条例附則第七項の規定による給料として支給する。)のうち、特定日に条例附則第二項の規定により当該 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額 基礎給料月額」という。 (以下この条において「仮定特 仮定特定日に職員であつたも う。) に達しな。以下この条に 第七十四 な L 異 $\tilde{\mathcal{O}}$ 定 L

ける給料月額との差額」とする。特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受物適用については、同項中「第七十四条の三十 基礎給料月額とる給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け

ら特定日(人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であると 給料月額の改定をする条例の制定により、 仮定特定日。 料月額が改定された場合における前 人事交流等職員について適用される第七十四条の三十 第一 以下この項において同じ。 項 に規定する給料月額につ 一項の規定の みなし異動日) までの 1 て特定日の給 間の給料 適 囲につ 0 前 日

3

を、条例附則第七項の規定による給料として支給する。 条の二十一基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する おいて「第七十四条の二十一基礎給料月額」という。)に達し の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この条に 未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満 額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十銭 員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月 おいて「特定日給料月額」という。) がみなし異動日の前日に 該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項に として条例附 日」という。)後であるときは、 た日後における最初の四月一日(以下この条において「仮定特 員が受ける給料月額(人事交流等職員となつた日が六十歳に達 を除く。)のうち、 ら引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職 日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となつた日 人事交流等職員となつた場合にあつては特定日)以後、 いこととなる職員には、人事交流等職員となつた日 合に異動 日とみなされる日(以下この条に 則第二項の規定が適用された場合に仮定特定日に当 特定日に条例附則第二項の規定により当該 仮定特定日に職員であつたも おいて「み (特定日前 第七十 な L 職 \mathcal{O} 定 L

ける給料月額との差額」とする。 特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受め適用については、同項中「第七十四条の二十一基礎給料月額との給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受け

いては、 きは、 表の給料月額が改定された場合における前 から特定日(人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であると 給料月額の改定をする条例の制定により、 仮定特定日。 料月 人事交流等職員について適用される第七十四 額 は、 第 以下この項において同じ。)までの 項に規定する給料月額につい 二項 4 なし異 の規定の て特定 |条の 動 間 日 適 用に の給 日 \mathcal{O} 一 十 0 前 0 給

る。 料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、 算出するものとす

4 略

第七十四条の三十

略

附

則

第十条 四条の 条例附 則 第一 一項の規定の適用を受ける職員に対する第六十

の規定の適用について

当分の

間、

同条第

項第

号及び同条第一

一項第一

号

これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれ十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときは一年「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七 を百円に切り上げた額)」とする。

別表第6 経験年数換算表 (第10条関係)

			職期間	の職員等としての在	ける企業体、団体等	国政府又は民間にお	、政府関係機関、外	務員、旧公共企業体	地方公務員、国家公	裕
	その色の期間	る期間に限る。)	期間又はこれに準ず	して職務に従事した	時勤務に服する者と	に従事した期間(常	つと認められる職務	その経験が直接役立	職員としての職務に	料
100以下			100	100						換算
										州

4 略

る。

料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、

算出するものとす

第七十四条の二十二

略

附 則

第十条

は四、条 を百円に切り上げた額)」とする。 これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれ 十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときは 1条の二 項第一号中「定める額」とあるのは、 当分の間、 条例附則第二項の規定の適用を受ける職員に対する第六十 第 項及び第六十四条の三第一 第六十四条の二第一項第 項の規定の適用について 号及び第六十四条の三 「定める額に百分の七

別表第 6 経験年数換算表 (第10条関係)

民間における企業 体、団体等の職員と しての在職期間				<u>しくは外国政府の職</u> 員としての在職期間	体、政府関係機関若	務員又は旧公共企業	地方公務員、国家公	裕
職員としての職務に その経験が直接役立 つと認められる職務				その他の期間	従事した期間	類が類似する職務に	職員の職務とその種	区
100以下	100 100 以下)	均衡を著しく失 する場合は、	の他の職員との	100以下 (部内		100	100	換算率

		別																							
略	冲	別表第10の7(その他の期間			
	給 地 域	(第57条の6関係)					略												に従事した期間	つと認められる職務	その経験が直接役立	職員としての職務に	略		
器	級地						略							100 × 1	100					PO			略		100
		∑TI				Ú																			
略	支 給	別麦第10の7(第5	別に定める。	I d	の区分の適用を受い	備考 経歴欄の左欄の																その他の期間			
	地 域	7条の6関係)	乙刀(乙刈心) ①农年半個の半を数目を良云/h	教育委員会が定めるものに対するこの表の適反ひに対するこの表の適	ける期間のうち、職員と	「その他の期間」の区分中	略	523 to	職務に役立つと認め	経験が職員としての	その職務についての	шш.	技能、労務等の職務	るもの	接役立つと認められ	員としての職務に直	についての経験が職	た期間で、その職務	とする職務に従事し	技術又は経験を必要	職務等特殊の知識、	教育、医療に関する	略	その他の期間	に従事した期間
略	級 地		関少学を教目发見云が	りに対するこの表の適いの素の適いである。 いっぱん いっぱん しんしん しんしん しんしん しょうしん しょくしん しょくしん しょうしん しょくしん しょうしん しょくしん しょうしん しょくしん しゃくしん しゃくしん しゃく しゃくしん しんしんしん しゃんしん しんしん し	職員として職務に役立つと	分中「その他の期間」	界	<u>80</u> 以下)	する場合は、	均衡を著しく失	の他の職員との	100 以下(部内	50				100 100	100					略	<u>100</u> 以下	

略	四月一日指定)	(平成二十八年	一級地	(指定年月日)	級地区分	別表第十三(第五十			教育委員会の定める地
略	略	東由利小学校			学校	九条関係)			5 名地域
					名				
略	略	由利			所			める級地	教育
		由利本荘市			在			級地	教育委員会の
					地				の定
						別			
略	四月一日指定)	(平成二十八年	一級地	(指定年月日)	級地区分	別表第十三(第五十	を除く。)	広島県内の市町	広島県安芸郡府1
略略	一日指	成二十)	地区	十三	\wedge	島県内の市町	;県安
略	一日指定)略	成二十八年 東由利小学校	地 北陽小学校)	地 区 分 学 校 名	十三(第五十九	\wedge	島県内の市町(広島市及び安芸郡府中町	
	一日指定)	成二十八年 東由利小学校	地 北陽小学校)	地 区 分 学 校	十三(第五十九	\wedge	島県内の市町(広島市及び安芸郡府中町	
略	一日指定)略	成二十八年	地)	地 区 分 学 校 名	十三(第五十九	\wedge	島県内の市町(広島市及び安芸郡府中町	,具安芸郡府中町

別表第九、別表第九の二及び別表第十五を次のように改める。

別表第9 昇格時号給対応表 (第24条関係)

イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

	异格時号給対応表				
昇格した日の前日	昇格後の号給				
昇格した日の前日 に受けていた号給	2級	3級	4級		
1	1	1	1		
2	1	1	1		
3	1	1	1		
4	1	1	1		
5	1	1	1		
6	1	1	1		
7	1	1	1		
8	1	1	1		
9	1	1	1		
10	2	1	1		
11	3	1	1		
12	4	1	1		
13	5	1	1		
14	6	1	1		
15	7	1	1		
16	8	1	1		
17	9	<u> </u>	1		
18	10	1	1		
19	11	1	1		
20	12	1	1		
21	13	1	1		
22	14	1	1		
23	15	1	1		
24	16	1	1		
25	17	1	1		
26	18	1	1		
27	19	1	1		
28	20	1	1		
29	21	1	1		
30	22	1	1		
31	23	1	1		
32	24	1	1		
33	25	1	1		
34	26	1	1		
35	27	1	1		
36	28	1	1		
37	29	1	1		
38	30	1	1		
39	31	1	1		
40	32	1	1		
41	33	1	1		
42	34	1	1		
43	35	1	1		
44	36	1	1		
45	37	1	1		
46	37	1	1		
47	38	1	1		
48	38	1	1		
49	39	1	1		
50	39	1	1		
51	40	1	1		
52	40	1	1		

54 41 1 1 1 56 42 1 1 1 57 43 1 1 1 58 43 1 1 1 59 44 1 1 1 1 60 44 1 <	F 9	41	1	1
55 42 1 1 57 43 1 1 58 43 1 1 59 44 1 1 60 44 1 1 61 45 1 1 61 45 2 2 63 46 3 3 64 46 4 4 65 47 5 4 66 47 6 4 67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 77 53 17 6	53 E4	41	1	1
56 42 1 1 1 57 43 1 1 1 58 43 1 1 1 59 44 1 1 1 60 44 1 1 1 60 44 1 1 1 61 45 1 1 1 62 45 2 2 2 63 46 3 3 3 64 46 4 4 4 65 47 5 4 4 66 47 6 4 4 4 67 48 7 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 6 6 4 4 6 6 7 7 4 8 8 4 4<				
57 43 1 1 59 44 1 1 60 44 1 1 61 45 1 1 61 45 2 2 63 46 3 3 64 46 4 4 65 47 5 4 66 47 6 4 67 48 7 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 17 6 78 53 18 6 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
58 43 1 1 1 59 44 1 1 1 1 60 44 1 6 60 44 4				
59 44 1 1 1 60 44 1 1 1 61 45 1 1 1 62 45 2 2 2 63 46 3 3 3 3 64 46 4 <				
60 44 1 1 1 61 45 1 1 1 62 45 2 2 2 63 46 3 3 3 64 46 4 4 4 65 47 5 4 4 66 47 6 4 4 67 48 7 4 4 68 48 8 8 4 69 49 9 5 5 70 49 10 5 5 71 50 11 5 5 72 50 12 5 7 73 51 13 5 7 74 51 14 6 6 75 52 15 6 6 77 53 17 6 6 77 53 19 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
61 45 1 1 62 45 2 2 63 46 3 3 64 46 4 4 65 47 5 4 66 47 6 4 67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 <				
62 45 2 2 63 46 3 3 64 46 4 4 65 47 5 4 66 47 6 4 67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22				
63 46 3 3 64 46 4 4 65 47 5 4 66 47 6 4 67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 83 84 55 25 25 85 55 25 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
64 46 4 4 4 66 66 47 5 4 4 66 66 47 6 4 66 4 66 4 66 4 66 4 66 4 66 4 66 4 6 6 4 6 6 6 4 6 6 6 4 6 6 6 7 7 4 4 6 6 6 7 7 4 4 6 6 7 7 4 4 4 9 9 5 5 7 7 4 4 4 9 9 5 6 7 7 4 4 4 4 4 4 4 4				
65 47 5 4 66 47 6 4 67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 83 84 55 23 84 85 55 25 86 86 56 26 88 <td></td> <td>46</td> <td></td> <td></td>		46		
66 47 6 4 67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 8 83 55 23 8 84 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 9 90 57 30<				
67 48 7 4 68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 2 83 55 23 24 84 55 24 2 85 55 25 8 86 56 26 27 88 56 26 27 88 56 28 29 90 57 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>				
68 48 8 4 69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 2 83 55 23 8 84 55 23 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 3				
69 49 9 5 70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 8 83 55 23 8 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58				
70 49 10 5 71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 2 83 55 23 23 84 55 24 22 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9 92 58 <				
71 50 11 5 72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 83 83 55 23 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9				
72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 83 83 55 23 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9 92 58 32 93	70	49	10	
72 50 12 5 73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 83 83 55 23 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9 92 58 32 93		50	11	5
73 51 13 5 74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 8 83 55 23 8 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9 93 59 33 9 94 59 34 <				5
74 51 14 6 75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 8 83 55 23 8 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 9 90 57 30 9 91 58 31 9 92 58 32 9 93 59 33 9 94 59 34 9				5
75 52 15 6 76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 8 83 55 23 8 84 55 24 8 85 55 25 8 86 56 26 8 87 56 27 8 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9 92 58 32 9 93 59 33 9 94 59 34 9		51		
76 52 16 6 77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 2 83 55 23 24 85 55 25 25 86 56 26 27 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 92 58 32 32 93 59 33 94 95 60 35		52	15	6
77 53 17 6 78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 23 83 55 23 23 84 55 24 24 85 55 25 25 86 56 26 27 88 56 28 8 89 57 29 9 90 57 30 9 91 58 31 9 92 58 32 9 93 59 33 94 95 60 35 35				
78 53 18 6 79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 2 83 55 23 23 84 55 24 22 85 55 25 25 86 56 26 27 88 56 28 28 89 57 29 29 90 57 30 31 91 58 31 31 92 58 32 32 93 59 33 39 94 59 34 34 95 60 35				
79 53 19 7 80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 23 83 55 23 24 84 55 24 25 86 56 26 27 88 56 28 28 89 57 29 29 90 57 30 31 91 58 31 31 92 58 32 33 93 59 33 34 94 59 34 35				
80 54 20 7 81 54 21 7 82 54 22 83 55 23 84 55 24 85 55 25 86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
81 54 21 7 82 54 22 83 55 23 84 55 24 85 55 25 86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
82 54 22 83 55 23 84 55 24 85 55 25 86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
83 55 23 84 55 24 85 55 25 86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				'
84 55 24 85 55 25 86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
85 55 25 86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
86 56 26 87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
87 56 27 88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
88 56 28 89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
89 57 29 90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
90 57 30 91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35				
91 58 31 92 58 32 93 59 33 94 59 34 95 60 35		57	29	
93 59 33 94 59 34 95 60 35			30	
93 59 33 94 59 34 95 60 35	91	58	31	
94 59 34 95 60 35			32	
95 60 35			<u>აპ</u>	
95 60 35 06 60 20			34	
1 116 1 1611			35	
90 00 30	96	60	36	
97 61 37			37	
98 61 38				
99 61 39				
100 61 40			40	
101 62 41			41	
102 62 42				
103 62 43			43	
104 62 44			44	
105 63 45				
106 63 46			46	
107 63 47				
108 63 48				
109 64 49		64	49	· —

110	64	49	
111	64	50	
112	64	50	
113	65	51	
114	65	51	
115	65	52	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	54	
119	66	55	
120	66	56	
121	67	57	
122	67	57	
123	67	58	
124	67	58	
125	68	59	
126	00	59	
127		60	
128		60	
129		61	+
130		61	
131		62	
132		62	
133		62	
134		62	
135		62	
136		62	
137		62	
138		62	
139		62	
140		62	
141		62	
142		62	
143		62	
144		62	
145		62	
146		62	
147		62	
148		62	
149		62	
150		62	
151		63	
152		63	
153		63	
154		63	
155		63	
156		64	+
			+
157	1	64	

口 教育職給料表口昇格時号給対応表

口 教育職給料表口昇格	S時号給対応表		
昇格した日の前日 に受けていた号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15 16	1 1	1	1 1
17	<u> </u>	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29 30	9	1	1 1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10

53 29 1	10
	11
54 29 1	11
	12
	12
	13
	13
	14
	14
	15
62 33 1	
63 34 1	
64 34 1	
65 35 1	
66 35 1	
67 36 1	
68 36 1	
69 37 1	
70 37 2	
71 38 3	
72 38 4	
73 39 5	
74 39 6	
75 40 7	
76 40 8	
77 41 9	
78 41 10	
79 42 11	
80 42 12	
81 43 13	
82 43 14	
83 44 15	
84 44 16	
85 45 17	
86 45 18	
87 46 19	
88 46 20	
89 47 21	
90 47 22	
90 47 22 91 48 23	
92 48 24	
93 49 25	
94 49 26	
95 50 27	
96 50 28	
97 51 29	
98 51 30	
99 52 31	
100 52 32	
101 53 33	
100	
102 53 33	
103 54 34	
103 54 34 104 54 34	
103 54 34 104 54 34 105 55 35	
103 54 34 104 54 34 105 55 35 106 55 35	
103 54 34 104 54 34 105 55 35	

100		0.7	T
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	42	
125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	
131	62	43	
132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	43	
136	62	43	
137	63	43	
138	63	43	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

ハ 行政職給料表昇格時号給対応表

<u>ハ 行政職給料表昇格</u> 昇格した日の前日	F恰時号福刈応表 昇格後の号給				
弁格した日の削日 に受けていた号給	D VII		1		C VII
に文りていた方向	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	<u>l</u>	1	1	<u>l</u>
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6 7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	<u> </u>
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	<u>1</u> 1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	<u>1</u>
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29 30	1	9	9	21 22	17 18
31	1	10 11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
43					
50	18	30	30	42	33

ГО	0.0	20	20	1.4.4	0.4
52 53	20	32	32	44	34
	21	33	33	45	35 35
54 55	21	33	34 35	46	36
	22	34		47	
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46	01	71
87	35	47	46		
88	35	48	46		
89	35	48	47		
90	36	48	47		
91	36	48			
91	36	48	47 47	+	+
93	37	48	47	+	+
	31			1	
94		49	47		
95	1	49	47		
96	1	49	48		
97		49	48		
98	1	50	48		-
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		
108		52	49		

109	52	49	
110	52		
111	52		
112	52		
113	52		
114	52		
115	52		
116	52		
117	53		
118	53		
119	53		
120	53		
121	53		
122	53		
123	53		
124	53		
125	53		

二 医療職給料表昇格時号給対応表

二 医療職給料表昇	各時号給対応表			
昇格した日の前日		昇格後の号給		
に受けていた号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28

ГО	00	00	41	00
53 54	29 29	33 34	41 42	29 29
55	30	35	43	30
56	30	36	43	30
57	31	37		31
			45	
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34
66	35	46	54	34
67	36	47	55 50	35
68	36	48	56	35
69	37	49	<u>57</u>	35
70	37	49	57	36
71	38	50	<u>58</u>	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42
100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

別表第9の2 降格時号給対応表 (第25条の2関係)

イ 教育職給料表(一)降格時号給対応表

	海格時方紹对心表 		
降格した日の前日		降格後の号給	
に受けていた号給	1級	2級	3級
1	9	61	61
2	10	62	62
3	11	63	63
4	12	64	68
5	13	65	73
6	14	66	78
7	15	67	81
8	16	68	81
9	17	69	81
10	18	70	81
11	19	71	81
12	20	72	81
13	21	73	81
14	22	74	81
15	23	75	81
16	24	76	81
17	25	77	81
18	26	78	81
19	27	79	81
20	28	80	81
21	29	81	81
22	30	82	
23	31	83	
24	32	84	
25	33	85	
26	34	86	
27	35	87	
28	36	88	
29	37	89	
30	38	90	
31	39	91	
32	40	92	
33	41	93	
34	42	94	
35	43	95	
36	44	96	
37	46	97	
38	48	98	
39	50	99	
40	52	100	
41	54 5 a	101	
42	56	102	
43	58	103	
44	60	104	
45	62	105	
46	64	106	
47	66	107	
48	68	108	
49	70	110	
50	72	112	
51	74	114	

52	76	116	
53	79	117	
54	82	118	
55	85	119	
56	88	120	
57	90	122	
58	92	124	
59	94	126	
60	96	128	
61	100	130	
62	104	150	
63	108	155	
64	112	157	
65	116	157	
66	120	157	
67	124	157	
68	125	157	
69	125	157	
70	125	157	
71	125	157	
72	125	157	
73	125	157	
74	125	157	
75	125	157	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	101	
83	125		
84	125		
85	125		
86	125		
87	125		
88	125		
89	125		
90	125		
91	125		
92	125		
93	125		
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		

109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
113	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125	+	
	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
		+	
152	125	+	
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

口 教育職給料表口降格時号給対応表

口教育職給料表口降格	時号給対応表				
降格した日の前日	降格後の号給				
に受けていた号給	1級	2級	3級		
1	21	69	41		
2	22	70	42		
3	23	71	43		
4	24	72	44		
5	25	73	45		
6	26	74	46		
7	27	75	47		
8	28	76	48		
9	29	77	50		
10	30	78	52		
11	31	79	54		
12	32	80	56		
13	33	81	58		
14	34	82	60		
15	35	83	61		
16	36	84	61		
17	37	85	61		
18	38	86	61		
19	39	87	61		
20 21	40	88 89	61 61		
22	41 42	90	61		
23	43	91			
24	44	92			
25	46	93			
26	48	94			
27	50	95			
28	52	96			
29	54	97			
30	56	98			
31	58	99			
32	60	100			
33	62	102			
34	64	104			
35	66	106			
36	68	108			
37	70	110			
38	72	112			
39	74	114			
40	76	116			
41	78	123			
42	80	130			
43	82	142			
44	84	145			
45	86	145			
46	88	145			
47	90	145			
48	92	145			
49	94	145			
50	96	145			
51	98	145			

Γ0	100	145	
52	100	145	
53	102	145	
54	104	145	
<u>55</u>	106	145	
56	108	145	
57	112	145	
58	116	145	
59	120	145	
60	124	145	
61	130	145	
62	136		
63	142		
64	148		
65	150		
66	152		
67	153		
68	153		
69	153		
70	153		
71	153		
72	153		
73	153		
74	153		
75	153		
76	153		
77	153		
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153	†	
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		<u> </u>
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
102	153		
103	153		+
			+
105	153		<u> </u>
106	153		
107	153		
108	153		

109	153	
110	153	
111	153	
112	153	
113	153	
114	153	
115	153	
116	153	
117	153	
118	153	
119	153	
120	153	
121	153	
122	153	
123	153	
124	153	
125	153	
126	153	
127	153	
128	153	
129	153	
130	153	
131	153	
132	153	
133	153	
134	153	
135	153	
136	153	
137	153	
138	153	
139	153	
140	153	
141	153	
142	153	
143	153	
144	153	
145	153	

ハ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日			降格後の号給		
こ受けていた号給 🏲	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	21	21	9	13
2	34	22	22	10	14
3	35	23	23	11	15
4	36	24	24	12	16
5	37	25	25	13	17
6	38	26	26	14	18
7	39	27	27	15	19
8	40	28	28	16	20
9	41	29	29	17	21
10	42	30	30	18	22
11	43	31	31	19	23
12	44	32	32	20	24
13	45	33	33	21	25
14	46	34	34	22	26
15	47	35	35	23	27
16	48	36	36	24	28
17	49	37	37	25	29
18	50	38	38	26	30
19	51	39	39	27	31
20	52	40	40	28	32
21	54	41	41	29	33
22	56	42	42	30	34
23	58	43	43	31	35
24	60	44	44	32	36
25	62	45	45	33	37
26	64	46	46	34	38
27	66	47	47	35	39
28	68	48	48	36 37	40 42
29	71	49	49		
30 31	74 77	50 51	50 51	38 39	44 46
32	80	52	52		48
33	83	54	53	40 41	50
34	86	56	54	42	50 52
35	89	58	55	43	54
36 37	92 93	60 61	56 59	44 45	56 58
38	93	62	62		68
39	93	63	65	46 47	80
40	93	64	68	48	80 84
41	93	66	71	48	85 85
42	93	68	74	50	85
43	93	70	77	51	85
44	93	72	80	52	85
45	93	77	84	53	85
46	93	82	88	55 54	85
47	93	87	95	55 55	85
48	93	92	102	56	85
49	93	97		50 57	85 85
			109		85 85
50 51	93	102	109	58 50	
51	93	107	109	59 60	<u>85</u>
52	93 93	116	109	60	85 85
53 54	93	125 125	109 109	61 62	85 85
			1110		

56	93	125	109	64	85
57	93	125	109	65	85
58	93	125	109	66	85
59	93	125	109	67	85
60	93	125	109	72	85
61	93	125	109	77	85
62	93	125	109	80	85
63	93	125	109	81	85
64	93	125	109	82	85
65	93	125	109	83	85
66	93	125	109	84	85
67	93	125	109	85	85
68	93	125	109	85	85
69	93	125	109	85	85
70	93	125	109	85	85
71	93	125	109	85	85
72	93	125	109	85	85
73	93	125	109	85	85
74	93	125	109	85	
75	93	125	109	85	
76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84 85	93 93	125 125	109	85 85	
86	93	125	109	85	
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125	<u> </u>	<u> </u>	
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93				
111	93				
112	93				
113	93		 	 	-
114	93				

115	93		
116	93		
117	93		
118	93		
119	93		
120	93		
121	93		
122	93		
123	93		
124	93		
125	93		

二 医療職給料表口降格時号給対応表

二 医療職給料表(二)	降格時号給対応表				
降格した日の前日	降格後の号給				
に受けていた号給	1級	2級	3級	4級	
1	21	21	13	21	
2	22	22	14	22	
3	23	23	15	23	
4	24	24	16	24	
5	25	25	17	25	
6	26	26	18	26	
7	27	27	19	27	
8	28	28	20	28	
9	29	29	21	29	
10	30	30	22	30	
11	31	31	23	31	
12	32	32	24	32	
13	33	33	25	33	
14	34	34	26	34	
15	35	35	27	35	
16	36	36	28	36	
17	37	37	29	37	
18	38	38	30	38	
19	39	39	31	39	
20	40	40	32	40	
21	41	41	33	41	
22	42	42	34	42	
23	43	43	35	43	
24	44	44	36	44	
25	46	45	37	46	
26	48	46	38	48	
27	50	47	39	50	
28	52	48	40	52	
29	54	49	41	54	
30	56	50	42	<u>56</u>	
31	58	51	43	58	
32	60	52	44	60	
33	62	53	45	63	
34	64	54	46	66	
35	66	55 56	47	69	
36	68	56	48	72	
37	70	57 50	49	76	
38	72	58 50	50	80	
39	74	59	51	85	
40	76 70	60	52 52	90	
41	79	61	53 54	95 100	
42	82	62	54 55	100	
43	85	63	55 56	101	
44	85 85	64	56 57	101	
45	85 85	65 66	57 59	101	
46	85 85	66	58 50	101	
47 48	85 85	67 68	59 60	101	
				101	
49	85	70	61	101	
50	85 85	72	62	101	
51 52	85 85	74 76	63	101	
52	89	76	64	101	

53	85	70	G.E.	101
54	85	79 82	65 66	101
55	85	85	67	101
56	85	90	68	101
57	85	95	70	101
58	85	100	72	101
59	85	105	74	101
60	85	105	76	101
61	85	105	78	101
62	85	105	80	101
63	85	105	82	101
64	85	105	84	101
65	85	105	85	101
66	85	105	86	101
67	85	105	87	101
68	85	105	88	101
69	85	105	90	101
70	85	105	109	101
71	85	105	109	101
72	85	105	109	101
73	85	105	109	101
74	85	105	109	101
75	85	105	109	101
76	85	105	109	101
77	85	105	109	101
78	85	105	109	
79	85	105	109	
80	85	105	109	
81	85	105	109	
82	85	105	109	
83	85	105	109	
84 85	85 85	105 105	109 109	
86	85	105	109	
87	85	105	109	
88	85	105	109	
89	85	105	109	
90	85	105	109	
91	85	105	109	
92	85	105	109	
93	85	105	109	
94	85	105	109	
95	85	105	109	
96	85	105	109	
97	85	105	109	
98	85	105	109	
99	85	105	109	
100	85	105	109	
101	85	105	109	
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

イ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職権付款(PVIII) 開務の級 号給	1 級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
<u>بن</u> ہ	1号給から4号給まで	2,000	2, 100	4, 900	7,400
定年	5号給から8号給まで	2,000	2, 300	5, 100	7, 500
前	9号給から12号給まで	2, 100	2, 400	5, 200	7,600
再	13号給から16号給まで	2, 200	2,500	5, 400	7, 700
任 用	17号給から20号給まで	2, 300	2,600	5, 500	7,900
短	21号給から24号給まで	2, 400	2,800	5, 700	8,000
時	25号給から28号給まで	2,600	2,900	5, 900	
間勤	29号給から32号給まで	2, 700	3,000	6,000	
務	33号給から36号給まで	2,800	3, 200	6, 100	
職員	37号給から40号給まで	2, 900	3, 300	6, 300	
員	41号給から44号給まで	3, 100	3, 500	6, 400	
以 外	45号給から48号給まで	3, 200	3, 700	6,600	
0)	49号給から52号給まで	3, 300	3, 800	6, 800	
職	53号給から56号給まで	3, 400	4, 100	6, 900	
員	57号給から60号給まで	3, 500	4, 300	7,000	
	61号給から64号給まで	3, 600	4, 500	7, 100	
	65号給から68号給まで	3, 700	4,800	7, 200	
	69号給から72号給まで	3, 800	4, 900	7, 300	
	73号給から76号給まで	3, 900	5, 100	7, 400	
	77号給から80号給まで	4, 000	5, 300	7, 500	
	81号給から84号給まで	4, 100	5, 400	7, 500	
	85号給から88号給まで	4, 100	5, 500		
	89号給から92号給まで	4, 200	5,600		
	93号給から96号給まで	4, 300	5, 800		
	97号給から100号給まで	4, 400	5, 900		
	101号給から104号給まで	4, 400	6, 100		
	105号給から108号給まで	4, 500	6, 200		
	109号給から112号給まで	4, 500	6, 300		
	113号給から116号給まで	4,600	6, 400		
	117号給から120号給まで	4, 700	6, 500		
	121号給から124号給まで	4, 700	6,600		
	125号給から128号給まで	4,800	6, 700		
	129号給から132号給まで		6,800		
	133号給から136号給まで		6, 900		
	137号給から140号給まで		6, 900		
	141号給から144号給まで		6, 900		
	145号給から148号給まで		7,000		
	149号給から152号給まで		7, 100		
	153号給から156号給まで		7, 100		
	157号給		7, 100		
定年前再任用		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
短時間勤務職員		3, 200	3, 800	5, 100	6, 400

ロ 教育職給料表口の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級号給	1 級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1号給から4号給まで	2,000	2, 500	5, 700	7, 400
定 年	5号給から8号給まで	2,000	2,600	5, 900	7, 500
前	9号給から12号給まで	2, 100	2,800	6,000	7,600
再	13号給から16号給まで	2, 200	2, 900	6, 100	7,700
任 用	17号給から20号給まで	2, 300	3,000	6, 300	7, 900
短	21号給から24号給まで	2, 400	3, 200	6, 400	8,000
時	25号給から28号給まで	2,600	3, 300	6,600	,
間 勤	29号給から32号給まで	2, 700	3, 500	6,800	
務	33号給から36号給まで	2,800	3, 700	6, 900	
職員	37号給から40号給まで	2, 900	3, 800	7,000	
員	41号給から44号給まで	3, 100	4, 100	7, 100	
以 外	45号給から48号給まで	3, 200	4, 300	7, 200	
の	49号給から52号給まで	3, 300	4, 500	7, 300	
職	53号給から56号給まで	3, 400	4, 800	7, 400	
員	57号給から60号給まで	3, 500	4, 900	7, 500	
	61号給から64号給まで	3,600	5, 100	7, 500	
	65号給から68号給まで	3, 700	5, 300		
	69号給から72号給まで	3, 800	5, 400		
	73号給から76号給まで	3, 900	5, 500		
	77号給から80号給まで	4,000	5,600		
	81号給から84号給まで	4, 100	5, 800		
	85号給から88号給まで	4, 100	5, 900		
	89号給から92号給まで	4, 200	6, 100		
	93号給から96号給まで	4, 300	6, 200		
	97号給から100号給まで	4, 400	6, 300		
	101号給から104号給まで	4, 400	6, 400		
	105号給から108号給まで	4, 500	6, 500		
	109号給から112号給まで	4, 500	6,600		
	113号給から116号給まで	4,600	6, 700		
	117号給から120号給まで	4, 700	6,800		
	121号給から124号給まで	4, 700	6, 900		
	125号給から128号給まで	4,800	6, 900		
	129号給から132号給まで	4, 900	6, 900		
	133号給から136号給まで	4, 900	7,000		
	137号給から140号給まで	4, 900	7, 100		
	141号給から144号給まで	5,000	7, 100		
	145号給から148号給まで	5, 100	7, 100		
	149号給から152号給まで	5, 100			
	153号給	5, 100			
定年前 再任用		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
短時間勤務職員		3, 200	3, 800	5, 100	6, 400

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- (切替日における昇格又は降格した職員の号給の特
- 2 十四四 た場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして市町村立学校職員の給与等に関する規則第二 令和七年四月一日(以下この項において「切替日」という。)に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとし [条又は第二十五条の二の規定を適用する。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当)

- 規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。 J年秋田県条例第三十四号)附則第五項の教育委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の教育でこの規則の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 同項の教育委員会 (令和
- 二十パーセント級地 百分の二十
- 十六パーセント級地 百分の十六
- 九パーセント級地 百分の九十四パーセント級地 百分の十四

教育委員会が定める級地 教育委員会が定める割合

とする。 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項後段の教育委員会で定める級 地 は、 附則別表に定めるとおり

(単身赴任手当に関する経過措置)

5 は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第五十八条の五第二項第七号の 規定

(暫定再任用職員に関する経過措置)

までの規定中「定年条例第十三条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第四項第一号及び第三号中「若しくは定年条例第 同条第三項第一号中「定年条例第十三条の規定による採用(退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 よる採用(退職した日又は改正定年条例附則第八項から第十一項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは 十三条の規定により採用された」とあるのは 定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する改正後の規則第六十一条第三項及び第四項の規定の適用については、 「「暫定再任用」という。」と、 (令和四年秋田県条例第三十一号。以下この号及び次項第四号において「改正定年条例」という。) 附則第八項から第十一項までの規定に 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号。以下「改正定年条例」という。)附則第十三項に規 同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項の規定により採用され、」と、 「の規定により採用され、 若しくは暫定再任用された」と、 同項第四号中 「定年前再任用短時 同号から第四号

項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。 間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員 (改正定年条例附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。 次号において同じ。 同

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措

- 7 再任用職員について適用する。 び附則第九項において「職員の定年等に関する条例第十三条等の規定」という。)により採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定 後に職員の定年等に関する条例 改正後の規則第六十一条第三項第一号及び第二号の規定は、この規則の施行の日(次項及び附則第九項において「施行日」という。 (昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条又は改正定年条例附則第八項から第十一項までの規定(次項及項第一号及び第二号の規定は、この規則の施行の日(次項及び附則第九項において「施行日」という。)以
- 定再任用職員について適用する。 日前から引き続き勤務していたものとした場合に、 改正後の規則第六十一条第三項第三号の規定は、 施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三条等の規定による採用をされ、 同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫 当該採用
- 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が施行日以後である場合について適用する。 日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例 改正後の規則第六十一条第三項第四号の規定は、 施行日以後に職員の定年等に関する条例第十三条等の規定による採用をされ、 (昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十七条の三第一項又は第二 当該採用

10 (市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(令和五年秋田県教育委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

次の

この規則は、令和五年四月一日から施行する。 附 則	改正後
1 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (職行期日) (地行期日)	改正前

一 改正定年条例附則第八項又は第十項の規定による採用(職員下十一号。以下この項及び次項において「改正定年条例」という。) 附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。) は、市町方。) 附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。) は、市町方。) 附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。) は、市町として規則で定める職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

日におけるものに限る。 第二十八条の五第 則第三条第五項又は改正定年条例附則第二項の規定により勤務 八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一 六十一号。以下この号において「旧地公法」という。) 第二十 う。) による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百 により退職した日(地方公務員法の一 三年法律第六十三号。 この項及び次項において「定年条例」という。 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。 た後退職した日及び旧地公法第二十八条の 定年等に関する条例 項又は改正定年条例附則第八項若しくは第 以下この号において「改正地公法」と (昭和五十九年秋田県条例第 をされたこと。 部を改正する法律 項、 四第 改正地公法附 第二条の規定 項若しくは 号。 (令和 (T) 以下 翌.

給与等に関する規則第五十八条の五第三項の規定の適用についてされた職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員の務した後退職した日の翌日に定年条例第十三条の規定により採用を払勤。改正定年条例附則第九項又は第十一項の規定により採用され勤。

附則別表 (附則第三項関係)

3

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	され勤務した後退職した日を含む。)」とする	田県条例第三十一号)附則第九項又は第十一項	(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条)	は、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは
リニ・こう文三句))」とする。	スは第十一項の規定	部を改正する条例	」とあるのは、
う 丁 ナ 乙 全 と		項の規定により採用	(令和四年秋	「退職した日

4 行後も、 職員の給与等に関する規則第五十八条の五第三 する採用をされた職員については、 この規則の施行日前に、 なおその効力を有する。 この規則による改正前の市町村立学校 同項の規定は、 二項第 この規則の施 号イに該当

11 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(令和五年秋田県教育委員会規則第四号)(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正) の一部を次のように改正する。

3・4 略		よる改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則	三条の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十一	暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(職	条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する	∠ 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する	(暫定再任用職員に関する経過措置)	1 略	附則	改正後
3•4 略	項、第六十四条の三第一項及び第七十四条の規定を適用する。次項において「改正後の規則」という。) 第六十四条の二第一	則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下	三条の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十	暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(職	条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する	2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する	(暫定再任用職員に関する経過措置)	1 略	附則	改正前

2

1

支給地域	級地
東京都特別区	二十パーセント級地
教育委員会の定める地域	教育委員会の定める級地